

■ 町田市文化プログラムにより目指す将来像の検討

検討項目 1 文化プログラムの対象となる分野の定義

- ・「文化芸術振興基本法」において、振興する施策の対象として定義している分野（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化、国民的娯楽等」）を対象とする。
- ・さらに、既存のジャンルを超えた新たな文化芸術の創造を期待することから、上記のジャンルにとらわれない、新しく多様な取り組みも対象に含めることとする。

町田市の文化芸術／アート&カルチャーの考え方（案）

- 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏その他の芸術
 - 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器を利用した芸術
 - 伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能
 - 生活文化や国民娯楽
- ※上記のジャンルにとらわれない、新しく多様な取り組み

検討項目 2 文化プログラムの対象の呼称

- ・「文化芸術」という表現は、堅いイメージがある。町田市らしい呼称が必要。
- ・既存の「文化芸術」の枠を超えて、新たな文化芸術の創造を目指すことから、「文化芸術」以外の呼称が望ましい。

文化芸術



アート&カルチャー

検討項目 3 将来像の検討

- ・第2回検討委員会での将来像に関する議論を踏まえ、以下の4つの将来像（案）を作成した。

町田市文化プログラム「将来像」（案）

- A. アート&カルチャーのチカラで誰もが輝くまち
- B. 創造力を育み、町田市発のアート&カルチャーが輝くまち
- C. アート&カルチャーで創造力を育むまち
- D. いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、
あらゆるアート&カルチャーを楽しむまち